

## 独立行政法人国立公文書館の組織・業務の見直し案

平成21年12月25日  
内閣府

「勸告の方向性」を踏まえて、独立行政法人国立公文書館（以下、「国立公文書館」という。）の主要な事務及び事業については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」）により国立公文書館の大幅な機能強化が行われたことも踏まえ、国立公文書館に求められる役割を十分に果たすとともに、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にも資するよう、次期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）において、以下の見直しを行うこととする。

**第1 業務全般に関する見直し**

公文書管理法の成立に伴い、国立公文書館の機能が大幅に強化され、新規に担うこととなる業務や移管対象となる範囲の拡大に伴う業務量の増加が見込まれていることを踏まえ、求められる役割を十分に果たす観点から、また、増加する業務に適切かつ効率的に対応するとともに、組織・予算の肥大化を防ぐ観点から、遅くとも公文書管理法が全面施行されるまでに、既存の事務及び事業について、従来の業務フローや事務処理手順を洗い出し、外部委託や賃金職員の活用による一層の効率化、合理化の視点を入れ、無駄がないか徹底的な見直しを行う。

**第2 歴史公文書等の保存方法の在り方についての検討**

国立公文書館への電子媒体による公文書等の移管及び保存が平成23年度から開始されることも踏まえ、紙媒体で移管された又は今後移管される歴史公文書等の保存方法について、マイクロフィルム化して保存することとデジタル化して電子的に保存することによる技術面、経費面におけるメリット、デメリットを、22年度末までに民間の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得る。

**第3 事務・事業の効率化に関する見直し**

一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

さらに、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とす

る削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施する。また、引き続き国家公務員の給与構造改革を踏まえ、目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化を図るとともに、検証結果や取組状況も公表する。

#### 第4 契約の点検・見直し

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき競争性のない随意契約の見直しを更に徹底し、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない）についても真に競争性が確保されているか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。